

○ 議案第117号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 人事院勧告を受けた国の一般職の給与改定に倣い、一般職の給与を次のとおり改定する
 ものであります。

1 令和元年度の給与改定 【第1条の規定】

- (1) 行政職給料表並びに医療職給料表(一)、(二)及び(三)を平均0.1%引き上げる。
 (別表第1及び別表第2の改正規定関係)
- (2) 勤勉手当の支給割合の引上げ(第26条の改正規定関係)
 12月期の勤勉手当を0.05月分引き上げる。(0.925月 → 0.975月)

区 分	6月期(支給済み)		12月期		計
	期末	勤勉	期末	勤勉	
改定前	1.300	0.925	1.300	0.925	4.45月
改定後	同上	同上	同上	<u>0.975</u>	<u>4.50月</u>

2 令和2年度以降の給与改定 【第2条の規定】

(1) 住居手当の見直し

- ① 支給対象となる家賃の額を16,000円(改正前12,000円)を超えるものとする。
- ② 手当の算定基礎額の一部を改正する。(第10条の改正規定関係)
 ※ これに伴い、手当の額は、家賃が59,200円以上の場合にあつては最大1,000円増額となりますが、家賃が59,000円未満の場合にあつては最大4,000円減額(市職員の現在の家賃水準では最大2,000円減額)となります。
- ③ 来年度1年度において、手当額が2,000円を超えて減額となる場合に限り、減額幅を2,000円に抑える経過措置を設ける。(附則第3条関係)

(2) 勤勉手当の支給配分の見直し(第26条の改正規定関係)

区 分	6月期		12月期		計
	期末	勤勉	期末	勤勉	
改定前	1.300	0.925	1.300	0.975	4.50月
改定後	同上	<u>0.950</u>	同上	<u>0.950</u>	4.50月

3 施行期日(附則第1条関係)

- (1) 令和元年度の給与改定 公布の日(平成31年4月1日適用)
- (2) 令和2年度以降の給与改定 令和2年4月1日

4 所要の経過措置(附則第2条及び附則第3条関係)

○ 議案第118号 大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 一般職の給与改定に倣い、議会議員の期末手当を改定するものであります。

1 期末手当の引上げ等

① 令和元年度の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げる。【第1条の規定】

12月期支給割合 1.675月 → 1.725月 (+0.05月)

② 令和2年度以降の期末手当の支給配分の見直し 【第2条の規定】

区 分	6月期	12月期	合 計
①令和元年度			
(改定前)	1.675月 (支給済み)	1.675月	3.35月
(改定後)	1.675月 (支給済み)	<u>1.725月</u> (+0.05)	<u>3.40月</u> (+0.05)
②令和2年度	<u>1.700月</u>	<u>1.700月</u>	3.40月

2 施行期日

① 令和元年度の期末手当の支給割合の引上げ 公布の日

② 令和2年度以降の期末手当の支給配分の見直し 令和2年4月1日

○ 議案第119号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

※ 一般職の給与改定に倣い、市長、副市長、教育長、常勤監査委員並びに上下水道事業管理者の期末手当を改定するものであります。

1 期末手当の引上げ等

① 令和元年度の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げる。【第1条、第3条、第5条及び第7条の規定】

12月期支給割合 1.675月 → 1.725月 (+0.05月)

② 令和2年度以降の期末手当の支給配分の見直し 【第2条、第4条、第6条及び第8条の規定】

区 分	6月期	12月期	合 計
①令和元年度			
(改定前)	1.675月 (支給済み)	1.675月	3.35月
(改定後)	1.675月 (支給済み)	<u>1.725月</u> (+0.05)	<u>3.40月</u> (+0.05)
②令和2年度	<u>1.700月</u>	<u>1.700月</u>	3.40月

2 施行期日

① 令和元年度の期末手当の支給割合の引上げ 公布の日

② 令和2年度以降の期末手当の支給配分の見直し 令和2年4月1日